

浜田市行財政改革大綱

令和 3 年 10 月

浜田市

目 次

I	改革の背景、必要性	2
1	これまでの取組	2
2	浜田市の現状	2
(1)	人口減少と少子高齢化（生産年齢人口の減少）	2
(2)	財政、定員適正化の状況	2
(3)	公共施設の状況	3
(4)	自治区制度から協働のまちづくりへ	3
II	行財政改革の目的	4
1	浜田市総合振興計画の推進	4
2	次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革	4
III	行財政改革の基本方針、取組項目	5
1	将来を見据えた行政サービスの再構築	5
(1)	市民との協働によるまちづくり	5
(2)	スリムで機能的な行政の構築	5
(3)	自治体DX（デジタル変革）の推進	6
(4)	人材育成等の推進	6
2	公共施設マネジメント	6
(1)	公共施設再配置実施計画の推進	6
(2)	インフラ資産等の長寿命化対策	6
3	持続可能な財務体質への転換	6
(1)	財政健全化の推進	6
(2)	特別会計等の経営健全化（一般会計からの繰出金の抑制等）	7
(3)	自主財源の確保	7
IV	行財政改革の推進	8
1	推進方法	8
2	実施期間	8
3	推進体制と情報公開	8
(1)	推進体制	8
(2)	透明性の高い情報公開	9

I 改革の背景、必要性

1 これまでの取組

現在の浜田市は、平成 17 年 10 月に 5 市町村が合併し、誕生しました。

合併前からの各市町村での行財政改革を引き継ぎ、市町村合併以降も、不断の行財政改革を推進した結果、財政状況は改善しました。

とりわけ定員適正化、給与適正化等に伴う総人件費の抑制、ふるさと寄附の推進、積極的な繰上償還の実施による公債費の抑制により、伸長する扶助費等への対応を行うとともに、都市基盤整備や特色あるまちづくりを推進してきました。

2 浜田市の現状

これまでの取組により、財政の健全化や特色あるまちづくりの推進などを進めてきた当市ですが、将来に向けては数々の課題を抱えており、その対応が必要です。

(1) 人口減少と少子高齢化(生産年齢人口の減少)

当市における人口推移では、社会減と自然減が同時進行しており、新市発足以降、令和 2 年 4 月までの約 15 年間に約 10,000 人(△17%)が減少しています。

更に、現状のまま推移した場合、今後 25 年間で約 17,700 人(△35%)が減少し、人口は約 34,400 人(住民基本台帳人口を基準とし、出生数及び社会増減数に直近動向を反映し推計。参照、浜田市総合振興計画後期基本計画)程度になることが見込まれます。

この人口減少は、年齢区分や地域を問わず進行することが見込まれており、こうした社会構造の大きな変化への対応が求められています。

(2) 財政、定員適正化の状況

財政状況については、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急的な財政出動、令和 5 年度以降に控える学校建設等の大型投資など、大きな課題を抱えています。

また、合併特例債の枯渇、普通交付税合併算定替の効果額の皆減などこれまでの積極的な財政運営を支えてきた合併優遇措置がなくなる現在(いま)こそ、身の丈にあった財政運営を推進しなければなりません。

定員適正化については、合併以降 15 年間（令和 2 年度まで）で、199 人（△28%。消防職員を除く。）の正規（常勤）職員の削減を行い、合併効果による行政効率化を推進してきました。

一方で、国県からの権限移譲や新たな行政課題への対応など行政サービスの質や量は増加傾向にあります。

行政サービスを安定的に提供するためには、的確に必要な職員配置を行いながら、一方では、不断に事務事業の見直し・廃止や事務の効率化などに取り組み、人口減少を踏まえた適正な定員を維持していく必要があります。

あわせて、国の制度改革（一般職員の定年延長等）の影響も想定される中、定員適正化に加え、総人件費の抑制も大きな課題となっています。

（３）公共施設の状況

総務省の令和元年度公共施設状況調査では、当市の住民 1 人あたりの公共施設（行政財産（建物））は 7.77 ㎡、全国 1,718 市町村の平均値 3.82 ㎡の約 2 倍の施設を保有している状況であり、少子高齢化、人口減少が進む中、全ての施設を維持することは、非常に困難な状況です。

また、当市の公共施設の約 50%が築 30 年以上を経過するなど、その老朽化は進展しており、安心安全なサービス提供のため早急な取組が求められます。

社会変化に伴い所期の目的を果たした施設や利用が特定の団体等に限られる施設などの見直しを進めるとともに、機能とハコ（建物）を分離して考え、出来るだけ機能を維持しながら、施設の総量を抑制する公共施設の再配置を推進しなければなりません。

（４）自治区制度から協働のまちづくりへ

令和 3 年 3 月末で合併以降継続した「自治区制度」が終了しました。

浜田市協働のまちづくり推進条例の制定など、「地域の個性を活かしたまちづくり」が損なわれないための取組を進めるとともに、合併協定に定めた行政組織の効率化についても、継続して推進する必要があります。

Ⅱ 行財政改革の目的

1 浜田市総合振興計画の推進

浜田市総合振興計画は、当市が目指す将来像の実現に向けた基本計画として、当市の最上位の計画に位置付けられるものです。

当市では、人口減少を最大の課題ととらえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」の策定、活力ある産業育成による雇用創出など人口減少を食い止めるための取組を進めています。

浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要なとなる財源については、既存事業を随時見直しながら、「スクラップ・フォー・ビルド」による行財政改革を推進することも必要です。

2 次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革

合併推進のための優遇措置の終了、公共施設の老朽化など当市の財政状況をとり巻く環境は厳しさを増しています。

また、職員数も減少する中、大きく変化する社会情勢への対応や活力ある浜田市への転換など山積する様々な課題に対し、行政主体の行政運営ではその解決は困難になっています。

基礎自治体として、必要な行政サービスを維持、提供する責務を果たすため、限りある行政資源（ヒト、モノ、カネ）等を効率的に配分し、次世代を担う子どもたちの将来が明るく開かれたものとなるよう、市民と行政が協力し、積極的な行財政改革に取り組む必要があります。

Ⅲ 行財政改革の基本方針、取組項目

行財政改革の目的に掲げる「浜田市総合振興計画の推進」、「次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革」を実現するため、3つの基本方針を定め、その基本方針に基づき、重点的に行財政改革に取り組みます。

基本方針

- 1 将来を見据えた行政サービスの再構築
- 2 公共施設マネジメント
- 3 持続可能な財務体質への転換

1 将来を見据えた行政サービスの再構築

(1) 市民との協働によるまちづくり

行政だけでは解決できない課題が増加する中、「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、市民と行政が共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的に、当市では「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。

住民、企業、NPO、島根県立大学をはじめとした教育機関など当市で生活する全ての人がお互いをパートナーとして認めながら、まちづくりを推進することが求められています。

こうした背景のもと、「民間でできることは民間で」の基本方針に沿って、行政の役割分担を根本から見直し、多様な手法を活用した行政分野の「産・学・官・民」の協働を積極的に進め、新たなビジネスチャンスを創出します。また、行政の責任で実施すべき事業についても、業務の切り分けなどの工夫により、さらなる市民協働を進めます。

(2) スリムで機能的な行政の構築

新たな行政需要や社会構造の変化に柔軟に対応するため、「事務事業の見直し」、「人員配置の適正化」、「組織機構の見直し」を三位一体で改革し、効率的で効果的な組織の構築を推進します。

正規（常勤）職員については、「浜田市定員適正化計画」に基づき、人口減少を踏まえた適正な定員管理を推進するとともに、会計年度任用職員についても、部局単位でのマネジメント強化を通じて、効率的な配置、総数の適正化に努めます。

職員の給与については、国、県、他市の状況を勘案しながら、引き続き適正な給与制度を推進します。また、時間外勤務については、働き方改革、ワ

ーク・ライフ・バランスの推進、総人件費抑制の観点から、積極的に抑制に取り組めます。

(3) 自治体DX(デジタル変革)の推進

情報通信技術の技術革新、国や県の動向等を踏まえ、デジタル化等による業務効率化、行政サービスの向上に取り組めます。

(4) 人材育成等の推進

行財政改革を推進するためには、人材の確保、育成が最も重要です。

浜田市人材育成基本方針に掲げる職員像「市民のためにまちづくりのできる職員」を目指し、人材育成につながる人事評価制度を推進するとともに、職員の創意工夫を行政運営に反映できる仕組みを検討します。

あわせて、問題を先送りせず、行財政改革を推進する職員を前向きに評価する組織風土の構築を推進します。

2 公共施設マネジメント

(1) 公共施設再配置実施計画の推進

公共施設マネジメントに当たっては、公共施設の新設抑制を図るとともに、社会情勢に伴い変化する施設の機能、役割及びライフサイクルコストを検証し、施設の複合化・統廃合等による「公共施設の再配置」を推進します。

また、アフターコロナを踏まえた、施設の新たな利活用を模索するとともに、環境に配慮した再生エネルギーの活用を推進します。

あわせて、公共施設として引き続き活用すべき施設については、長寿命化、建替え、バリアフリー化、耐震化等の計画的な対応を進め、安全・安心なサービス提供体制を構築します。

(2) インフラ資産等の長寿命化対策

公共施設（ハコモノ）以外のインフラ資産についても、市民の安全を第一に、事後保全から予防保全への転換を図り、計画的な維持更新、長寿命化を推進し、更新経費の縮減及び平準化を図ります。

3 持続可能な財務体質への転換

(1) 財政健全化の推進

既存の事務事業や補助事業について、成果、必要性等を検証しつつ、目的や対象が類似する事業の統廃合などを進め、「最少の経費で最大限の効果」の実現、行政効果の最適化を推進します。

地方債残高の縮減、計画的な地方債管理等、中長期的な財政状況の把握に基づき、実質公債費比率や将来負担比率を健全な水準に保つなど、将来世代に負担を残さない財政運営を推進します。

(2) 特別会計等の経営健全化(一般会計からの繰出金の抑制等)

各特別会計や公営企業について、使用料の収納率向上、料金体系の見直し等による歳入の確保、事務事業の見直しによる経費の節減等の経営効率化を推進します。あわせて、一般会計からの繰出金の適正化を図ります。

(3) 自主財源の確保

ふるさと寄附の取組強化や「浜田市市有財産利活用方針」に基づく市有財産の積極的な活用、徴収率の向上等による自主財源の確保に引き続き取り組みます。

Ⅳ 行財政改革の推進

1 推進方法

行財政改革大綱に基づいた行財政改革実施計画を策定し、毎年度、計画の進捗管理を行います。

また、実施計画は、社会情勢の変化や法改正、新たな行財政改革の必要性などに応じて、適宜見直し、時代やニーズに沿った計画となるよう努めます。

2 実施期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）

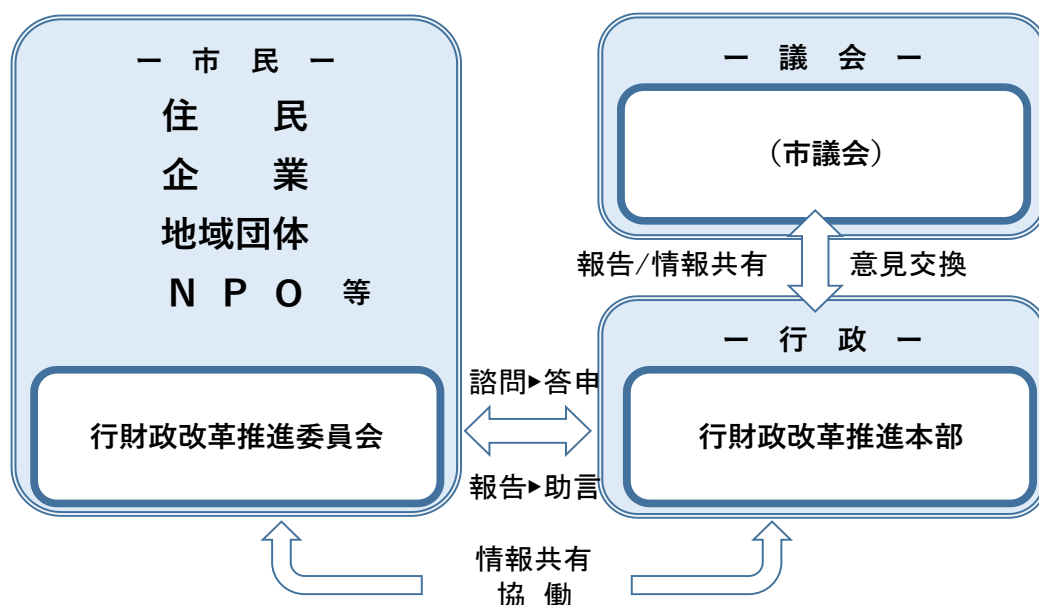
3 推進体制と情報公開

(1) 推進体制

庁内では、市長をトップとする「浜田市行財政改革推進本部」を設置し、本庁支所、部局を問わず、当市全体として行財政改革に取り組みます。

あわせて、協働のパートナーである市民の皆さんの意見を積極的に取り入れるため、学識経験者や公募市民等で構成された諮問機関「浜田市行財政改革推進委員会」及び「浜田市議会」に対し、行財政改革の進捗状況を報告し、助言を受けるなど市民・議会・行政が一丸となって取り組みます。

図) 行財政改革推進体制



（２）透明性の高い情報公開

行財政改革は、市民と職員が一体となって進めていかなければ実現できません。ホームページや広報はまだ、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等、幅広い広報媒体を利用した積極的な情報提供を実施します。

人件費 P2

職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費

ふるさと寄附(ふるさと納税)P2

自分の故郷や応援する自治体などへの寄附。個人住民税の一部が控除される。また、自治体の地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、法人関係税の一部が控除される。

繰上償還 P2

償還期限が到来する前に未償還額の全額又は一部を繰り上げて償還すること。

公債費 P2

地方公共団体の借入金の元金償還及び利子の支払いに要する経費

扶助費 P2

社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対して、その生活を維持するために支出する経費

社会減 P2

ある地域内の人口について、他地域への転出・他地域からの転入などの結果によって生じる人口減少

自然減 P2

ある地域の人口について、死亡・出生の結果により生じる人口減少

住民基本台帳人口 P2

各市町村に備えてある住民基本台帳に記載されている住民の数（推計では、外国人も含む住民基本台帳人口を用いている。）

合併特例債 P2

合併市町村が、合併年度及びこれに続く 20 か年度に限り、そのまちづくり推進等のための財源として借り入れることが出来る借入金。事業費の 95%に借入金が充当され、その元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される仕組み。

普通交付税合併算定替 P2

合併年度及びこれに続く 10 か年度の間、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障する制度。さらにその後 5 か年度の間で、その増加額を段階的に縮減する仕組みであり、当市では令和 2 年度末をもって増加額が皆減した。

権限移譲 P3

地方分権改革の一環として、国、県から事務や権限が市町村等へ移譲されること

公共施設 P3

一般に、庁舎、学校、図書館、道路など行政が管理運営を行う施設のこと。この大綱では、市が所有する公共施設のうち、いわゆるハコモノ施設を指して「公共施設」の用語を用いており、道路や橋梁、管路といった施設（インフラ施設）は除いている。

公共施設の再配置 P3

中長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現するための取組。人口減少が進む中、施設機能の維持と施設の総量抑制を両立させるため、平成 28 年 3 月に策定した「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、施設の統廃合等を進めている。

まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス P4

喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、人口ビジョンや推進施策等を定めた計画。平成 27 年 10 月以降、二度の改訂を行い、若者が暮らしやすいまちづくり等の施策を推進している。

スクラップ・フォー・ビルド P4

既存事業を見直して生み出した財源を新規事業に充てること。政策の優先順位の再構築を行うこと。「スクラップ・アンド・ビルド」ともいう。

市民協働 P5

市民（民）と行政（官）が協力して、まちづくりを推進すること。

主な協働手法には、公共施設の建設等に民間資金、経営能力を活用する「PFI」や公の施設の管理運営を民間に委ねる「指定管理者制度」がある。

なお、この大綱では、NPO、島根県立大学をはじめとした教育機関やまちづくり団体との連携、民間委託やアウトソーシングなども含め、広い意味で市民と行政が協力することを指して、市民協働を用いている。

浜田市定員適正化計画 P5

浜田市職員の定員管理に関する計画。合併協定に基づく職員削減の達成を目指し、平成 19 年度に策定。以降、財政状況や社会状況の変化に即して、二度の改訂を行った。採用抑制による職員削減を主体に取組を進めている。

会計年度任用職員 P5

地方公務員法等の改正に伴い令和 2 年 4 月に新設された任用形態。改正前の「臨時・非常勤職員」が「会計年度任用職員」に移行され、自治体ごとに取扱いが異なっていた任用根拠等が統一されるとともに、期末手当支給などの待遇改善が図られた。

働き方改革 P5

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方、同一労働同一賃金の実現等を図るため行われる取組のこと。

ワーク・ライフ・バランス P5

家事や育児等の家庭（ライフ）と仕事（ワーク）を両立させることで、生活の充実と仕事のパフォーマンス向上が相乗的に果たされる状態のこと。

自治体DX(デジタル変革)P6

自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、情報通信技術やAI等の活用により業務効率化をはかり、人的資源を行政サービス向上に繋げていくこと。

人事評価制度 P6

職員の人材育成等を主な目的として、導入された人事管理制度。

長寿命化 P6

既存の公共施設や道路、橋梁等（インフラ資産）について、より長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ措置等を行うこと。

インフラ資産 P6

道路や橋梁、管路等

地方債 P7

まちづくり等のため、地方公共団体が借り入れる借入金のうち、その返済期間が1年を超えるもの。

実質公債費比率 P7

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

将来負担比率 P7

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

特別会計 P7

事業、資金ごとの運用状況や受益と負担の関係を明確化するため、一般会計とは別に設けられる会計区分のこと。浜田市では、国民健康保険事業、駐車場事業、農業集落排水事業などの特別会計を設けている。

公営企業 P7

地方公共団体の行う事業のうち、地方公営企業法に基づき、主として、独立採算で経営されるもの。

繰出金 P7

一般に、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費のこと。この大綱では、

企業会計に対する補助費等も含めて用いている。

浜田市市有財産利活用方針 P7

浜田市有の遊休財産の貸付け・売却に重点を置いて、その利活用を図るための方針。平成 30 年度に策定した。

自主財源 P7

市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金など地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。

対して、地方交付税、国県支出金等は依存財源と呼ばれる。

市民 P8

この大綱では、浜田市内に住所を有する者、浜田市内で働く者・学ぶ者、事業活動を行う個人又は団体を指して市民を用いている。

